

## 水質総量削減制度の概要

### 1 目的

人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進する。

### 2 対象水域（指定水域）

東京湾，伊勢湾，瀬戸内海

### 3 対象項目（指定項目）

化学的酸素要求量（COD），窒素含有量，りん含有量

### 4 制度の仕組み

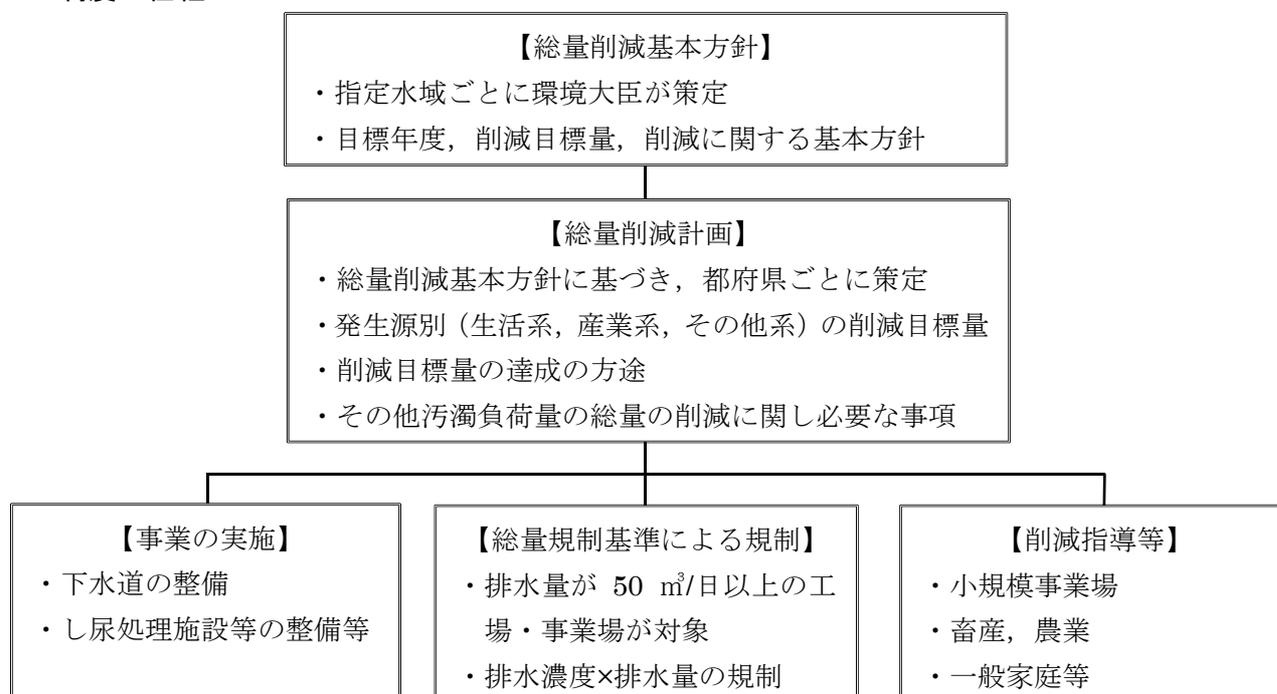
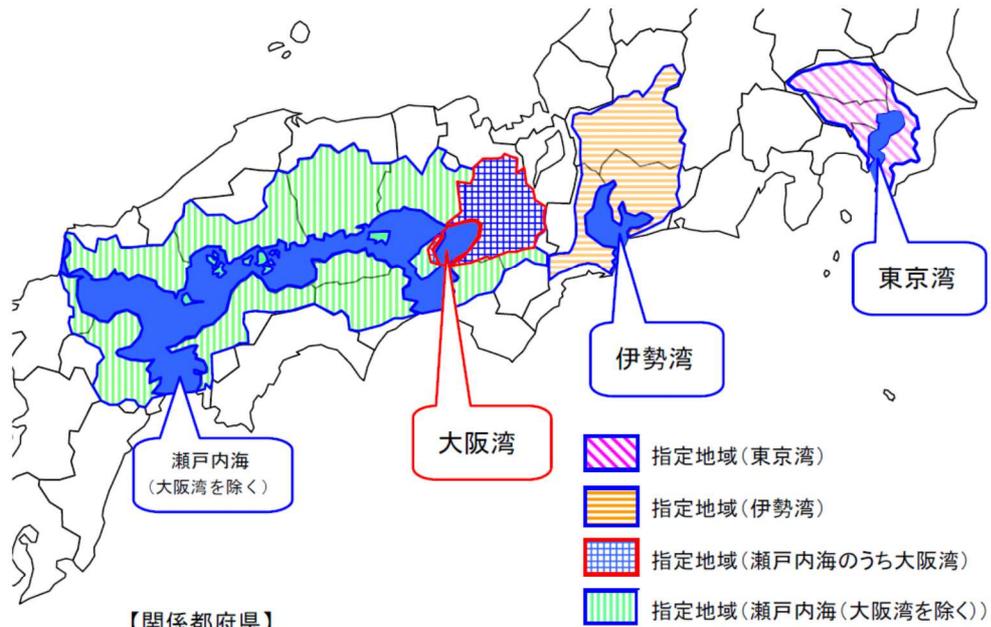


図 1 総量削減制度の仕組み

### 5 制度の沿革

これまで、昭和 54 年度から 8 次にわたり水質総量削減を実施している。

	基本方針策定（国）	県計画策定	目標年度	指定項目
第 1 次	昭和 54 年 6 月	昭和 55 年 3 月	昭和 59 年度	COD
第 2 次	昭和 62 年 1 月	昭和 62 年 4 月	平成元年度	COD
第 3 次	平成 3 年 1 月	平成 3 年 3 月	平成 6 年度	COD
第 4 次	平成 8 年 4 月	平成 8 年 7 月	平成 11 年度	COD
第 5 次	平成 13 年 12 月	平成 14 年 7 月	平成 16 年度	COD，窒素，りん
第 6 次	平成 18 年 11 月	平成 19 年 6 月	平成 21 年度	COD，窒素，りん
第 7 次	平成 23 年 6 月	平成 24 年 2 月	平成 26 年度	COD，窒素，りん
第 8 次	平成 28 年 9 月	平成 29 年 6 月	令和元年度	COD，窒素，りん



【関係都府県】

東京湾	(4都県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
伊勢湾	(3県)	岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内海のうち 大阪湾	(5府県)	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	(11県)	兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

図2 対象水域（指定水域）及び指定地域

## 6 第9次水質総量削減計画の位置づけ

ひろしまビジョンの環境施策の推進のために策定した広島県環境基本計画の分野別計画である瀬戸内海の環境保全に関する広島県計画の下、水質保全分野の施策実施に係る実行計画である。

